

議事2

届出開設の有床診療所の承認について

・届出開設の有床診療所の承認について	・ ・ ・	1
・有床診療所整備計画の概要①	・ ・ ・	2
・有床診療所整備計画の概要②	・ ・ ・	3
・第1回埼玉県医療審議会資料(一部改編)	・ ・ ・	4

届出開設の有床診療所の承認について

1 趣旨

診療所に病床を設置する場合は、平成19年の第5次医療法改正により、診療所の一般病床が規制の対象となり、知事の許可が必要となった。

ただし、医療法第7条第3項及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定により、地域包括ケアシステム構築のために必要な病床（在宅療養支援診療所、看取り機能など）、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療などの地域において良質かつ適切な医療を提供する診療所として、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が認める場合には、例外的に届出により一般病床を設置することが可能となっている。

なお、医療審議会の審議を経て、以下のとおり届出開設の有床診療所に関する審査基準を定めている。

2 有床診療所の届出に関する本県の資格審査基準

審査基準1：当該診療所が、以下に掲げる区分ごとの適合基準に適合すること。

区 分	適 合 基 準
医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所	次のいずれかの機能を有し、又は有することが見込まれること。 ①診療報酬上の在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っていること又は行うことが見込まれること ②急変時の入院患者の受入機能 ③患者からの電話等による問合せに対し、常時対応できる機能 ④他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能 ⑤当該診療所内において看取りを行う機能 ⑥全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能 ⑦病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
小児医療の推進に必要な診療所	次のいずれの事項にも適合し、又は適合することが見込まれること。 ①小児科又は小児外科を標榜すること ②当該診療所において、専ら小児科又は小児外科を担当する医師が常時1人以上配置されていること
周産期医療の推進に必要な診療所	次のいずれの事項にも適合し、又は適合することが見込まれること。 ①産科又は産婦人科を標榜すること ②分娩を取り扱うこと ③当該診療所において、専ら産科又は産婦人科を担当する医師が常時1人以上配置されていること
救急医療の推進に必要な診療所	救急病院等を定める省令に基づき認定され、又は認定されることが見込まれること

審査基準2：当該診療所の有する構造設備が、医療法及び医療法施行規則に規定する構造設備基準に適合すること。

有床診療所整備計画の概要 ①

(1) 医療機関名等

医療機関名	(仮称)本庄脳神経・脊椎外科クリニック
所在地 (二次保健医療圏)	本庄市早稲田の杜一丁目7番7 他 (北部保健医療圏)
開設予定年月	令和3年11月
開設者	富尾 亮介
管理者	富尾 亮介
診療科目	脳神経外科、整形外科、麻酔科、内科、 リハビリテーション科
承認を受けようとする病床数	一般病床 19床
病床の種別	救急医療
備考	脳血管内治療や開頭手術治療を常時行える体制を整え、様々な脳血管障害、外傷、良性脳腫瘍などの幅広い脳神経外科関連疾患にも対応可能な体制を整えた救急医療有床診療所を開設しようとするもの。

(2) 北部保健医療圏の病床数の状況

基準病床数	既存病床数	備考
2, 802床	3, 604床	802床過剰

(3) 北部地域医療構想調整会議の結果

- ① 日 時 令和元年11月1日(金)
 - ② 場 所 深谷市深谷生涯学習センター・深谷公民館(大会議室)
 - ③ 協議の結果
 - ・児玉地域には回復期リハビリの病床を有する医療機関がなく、急性期治療後の患者の受入先が課題。
 - ・調整については会長一任とする。
- ※周辺の圏域の医療機関との協議が整い、連携体制が確認されている。

(4) 資格審査基準の適合状況

「救急医療の推進に必要な診療所」の適合基準を満たすものと考えられる。

有床診療所整備計画の概要 ②

(1) 医療機関名等

医療機関の名称	(仮称)しらさき川越クリニック
所在地 (二次保健医療圏)	川越市上野田町35-4 他 (川越比企保健医療圏)
開設予定年月	令和3年4月
開設者	医療法人しらさき 理事長 白崎 泰隆
管理者	丹野 巡
診療科目	心臓・血管内科、心臓血管外科、内科、 循環器内科、消化器内科
承認を受けようとする病床数	一般病床 19床
病床の種別	救急医療
備考	循環器疾患に対応する救急医療有床診療所を 開設しようとするもの。

(2) 川越比企保健医療圏の病床数の状況

基準病床数	既存病床数	備考
7, 111床	6, 943床	168床不足

(3) 川越比企地域医療構想調整会議の結果

- ① 日 時 令和元年11月26日(火)
- ② 場 所 坂戸保健所(多目的ホール)
- ③ 協議の結果(主な意見)

- ・ 高度医療、地域医療について集約すべきものは集約していく必要がある。
- ・ 地域の医療機関との連携に係る調整ができていないのではないか。

※意見に対する考え方については、改めて、地元郡市医師会長等に説明し、了承を得ること。

(4) 資格審査基準の適合状況

「救急医療の推進に必要な診療所」の適合基準を満たすものと考えられる。

今後の病床整備について

今後の病床整備については、以下の考え方を基本としたい。

開設許可を要する病院・有床診療

- ・ 病院の新規開設
- ・ 病院の病床数の増加
- ・ 診療所の病床設置
- ・ 診療所の病床数の増加

病床整備が可能な圏域について、2020年度に予定している第7次地域保健医療計画の改訂による基準病床数の見直しが行われるまでの間、開設・増床計画の受付は行わないものとする。

届出による有床診療所

- 医療法に基づく特例に該当する診療所
- ① 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
 - ② へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

医療法に基づく診療所の届出による病床設置の申出があった場合、個別に地域医療構想調整会議及び医療審議会での協議を行い、手続を進めるものとする。（全圏域共通）

【参考】

医療法第7条第3項

診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

医療法施行規則第1条の14第7項

法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。（以下略）

- 1 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。
- 2 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

（以下略）